

下水道使用料の改定について

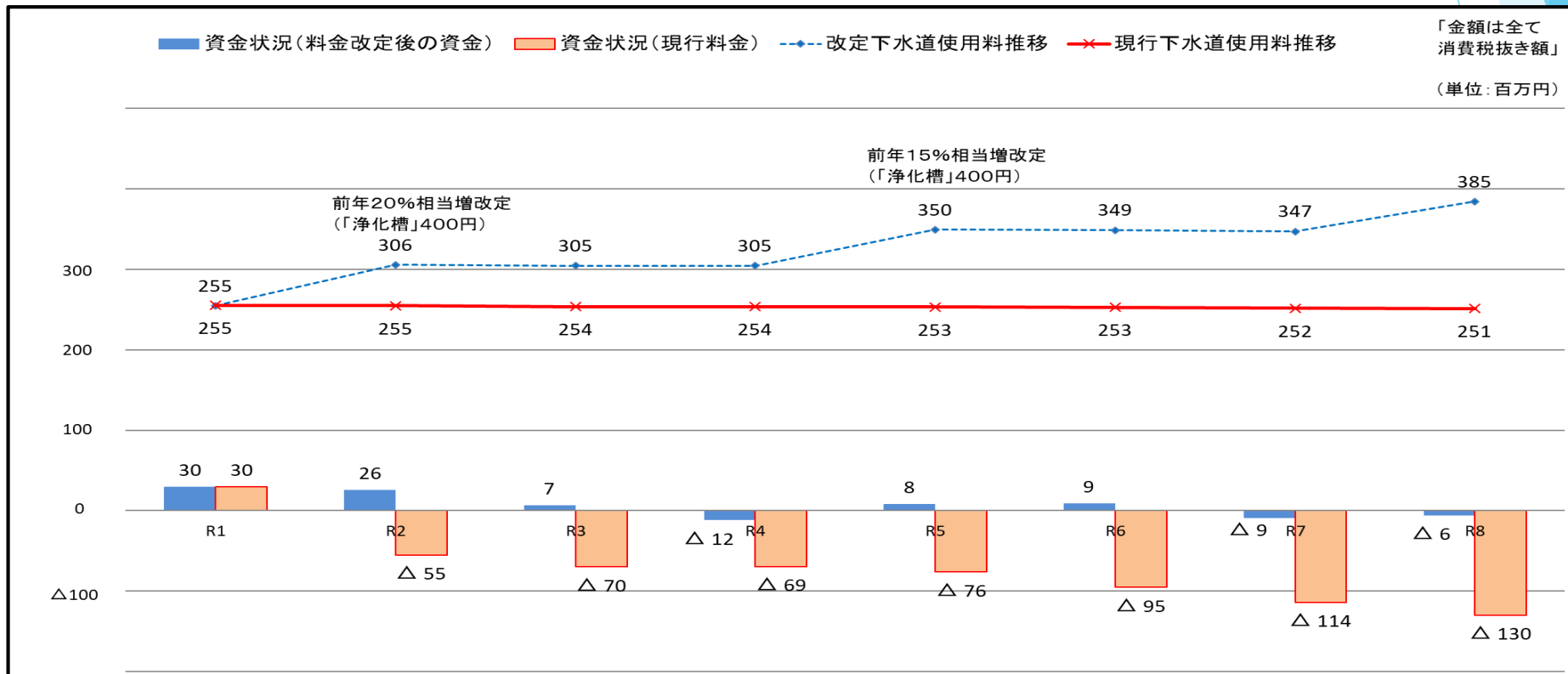
(住民説明会資料②)

令和元年 8月～9月
金ヶ崎町水処理センター

1. はじめに

- ▶ 下水道事業は独立採算での経営が基本ですが、一般会計からの補助金と借入金に依存している状況です。一般会計からの補助金については、進行する少子高齢化対策のための子育て支援・高齢者福祉、公共施設の維持管理・更新等の支出が今後増加することから、これまでどおりの補助は難しい状況となっています。
- ▶ また、老朽化した下水道施設の更新や維持管理に必要な経費の増加が見込まれる一方で、使用料収入は人口減少や節水機器の普及等により減少が見込まれ、このまま現行料金で経営を継続した場合、令和2年度から資金状況の赤字が見込まれます。
- ▶ そのため、いつまでも安定して下水道をご利用いただけるよう令和2年度から段階的に使用料を改定いたしますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

図1 現行料金及び見直し料金による資金繰り状況(3事業合計)



(参考)一般会計の財政見通し ※町財政当局提供資料

- ▶ 町民税は、町内大手企業の一つが経営形態の変更により法人町民税が大きく減少する見込みであり（R1 △1.3億円、R2 △3.0億円）、この影響で町民税が減少する。地方交付税は普通交付税が、H25の税収減の補填調整の終了と国の交付額減少傾向により減少していく。
- ▶ 子育て支援、社会保障費は、性質別歳出の扶助費「生活困窮者、高齢者、児童、心身障がい者等に対して行う支援経費」であり、この推移がH20の6.4億円からH29の12.2億円と10年間で5.8億円増加しており（年間で6千万円増加）、今後も高齢者の増加とともに増加していく。
- ▶ 公共施設更新等においては、H28策定の「公共施設等総合管理計画」の結果、将来の施設更新費用は現在の普通建設事業費をはるかに超える費用が見込まれている。また、これら施設の光熱水費や保守・管理委託料などの物件費もこの10年で6億円を超える増加となっている。そして、施設維持補修費も10年間で5千万円増加している。このため施設類型ごと施設の統廃合や活用方針を定める建築物最適化計画を策定開始しており、同時に施設（道路、橋梁、公園、文化財、社会教育施設、来年度学校教育施設）ごとの長寿命化計画を策定し長寿命化事業の財源確保に努めているところである。
- ▶ これらのことから、財政調整基金などの取り崩しによらなければ予算を組めない状況にあるが、財政調整基金の最低確保額であるとされる標準財政規模（当町は約53億円）の15～20%（7.5～10億円）まで数年で到達し、予算編成に基金活用もできなくなる見込みである。
- ▶ よって、今後一般会計は他会計への補助金（繰出し金）等を大きく抑制しなければ子育て支援、社会保障費、公共施設更新等の費用を生み出すことができない。
- ▶ このため、下水道事業は公共用水域の環境保全という目的のための一般会計補助・負担金（繰出し金）を最小に抑え、独立採算を原則とする他の企業会計と同様に料金収入により経営しなければならない。

2. 改定額について

① 公共下水道・農業集落排水使用料

- ▶ 下水道の運転管理に必要な経費（使用料対象経費）は下水道使用料で賄うことがあるべき姿であり、使用者に使用量に応じて負担していただくという観点から、令和2年度から令和4年度までの3年間で見込まれる資金不足等をもとに算定した結果、現行料金から20%相当額の増額が必要となり、具体的な改正額としては、表1のようになります。

表1 新旧料金表(消費税抜き)

使用区分		一般用		増加額
基本使用料		旧	新	
		1,000円	1,200円	200円
超過使用料(1m ³ 当たりの加算使用料)	1m ³ ~10m ³	110円	130円	20円
	11m ³ ~20m ³	170円	210円	40円
	21m ³ ~30m ³	200円	240円	40円
	31m ³ ~40m ³	230円	280円	50円
	41m ³ ~50m ³	240円	290円	50円
	51m ³ ~100m ³	260円	320円	60円
	101m ³ ~500m ³	270円	330円	60円
	501m ³ ~	290円	350円	60円

(参考) 1ヶ月あたりの使用量別比較表 (消費税抜き)

従量(m ³)	現行 使用料単価	改正後 使用料単価	増加額
6	1,660円	1,980円	320円
12	2,440円	2,920円	480円
20	3,800円	4,600円	800円
25	4,800円	5,800円	1,000円
30	5,800円	7,000円	1,200円
35	6,950円	8,400円	1,450円
40	8,100円	9,800円	1,700円
45	9,300円	11,250円	1,950円

② 浄化槽使用料

- ▶ 現状の浄化槽料金については、平成16年度事業開始から5～10人槽で1か月あたり税抜き2,000円となっております
- ▶ この料金は、保守点検料及び法定検査料に加えて浄化槽補修費を料金対象とするもので、汲み取り・清掃などの管理は個人費用となります。
- ▶ 今回、この浄化槽使用料も20%増額し、2,000円/月から2,400円/月（税抜き）に増加する予定です。

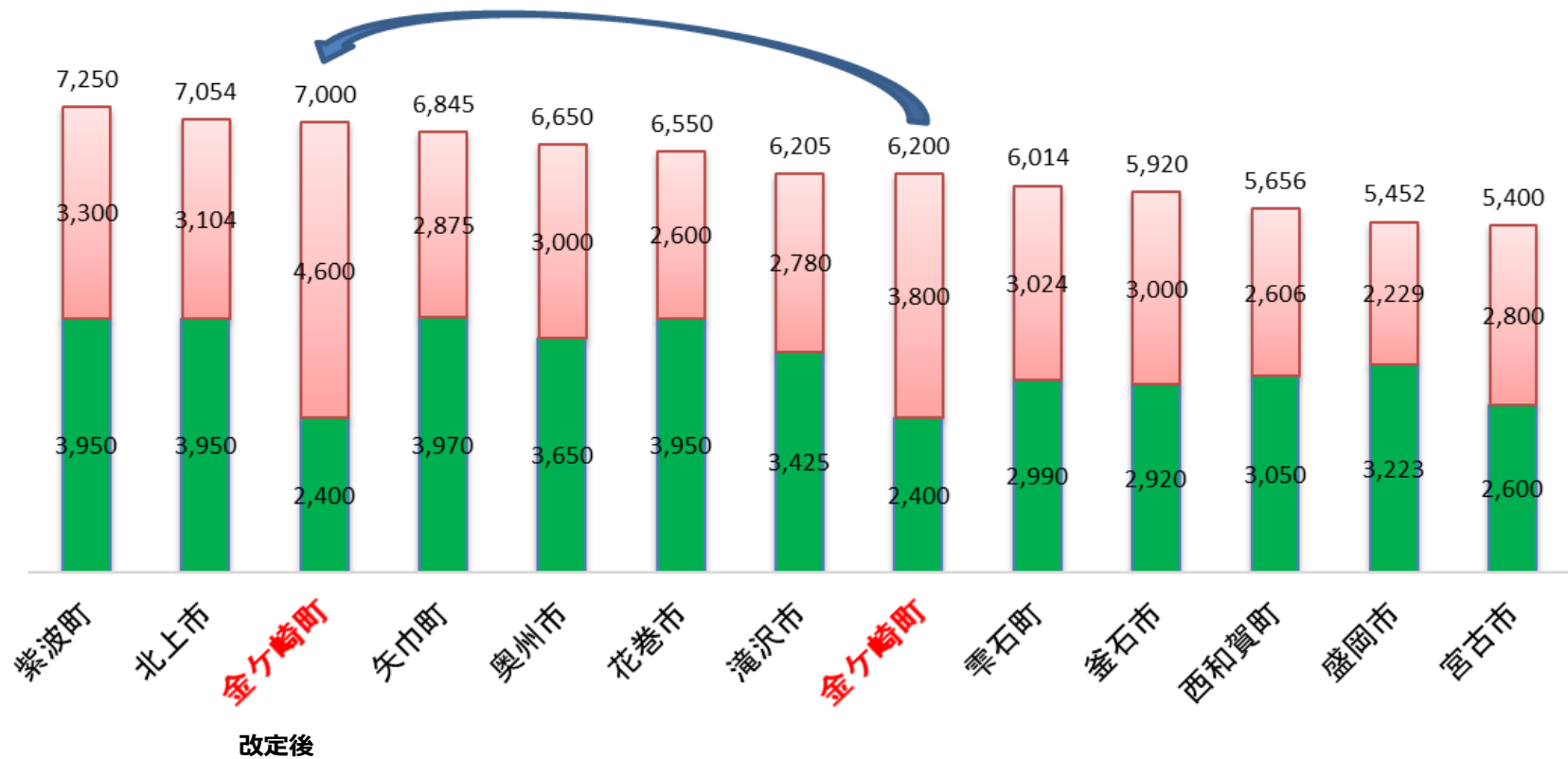
表2 新旧料金表（消費税含まない）

使用区分	使用料	
	旧	新
5人槽～10人槽	2,000円	2,400円

改定後の上下水道合算料金比較（20m³あたり、税抜き）

上下水道合算料金比較（20m³あたり、税抜き）

■ 上水料金 ■ 下水料金



3. 改定のスケジュール

- ▶ 町民懇談会（6月中旬～6月下旬）
- ▶ 懇談会意見取り纏め（7月上旬～7月中旬）
- ▶ **住民説明会（8月下旬～9月下旬）**
- ▶ 住民説明会意見取り纏め（10月中旬）
- ▶ 上下水道運営協議会審議（11月中旬）
- ▶ 町議会議員全員協議会説明（11月下旬）
- ▶ 12月定例議会改定案提出（12月上旬）
- ▶ 利用者への周知（1月上旬～3月下旬）
- ▶ **4月使用水量から新料金適用（請求は5月）**